

第 70 号（第 90 条関係）

保 管 業 届 出 書

銃砲刀剣類所持等取締法 第 10 条の 8 第 1 項 の規定により、 猟銃等 の  
第 10 条の 8 の 2 第 1 項 クロスボウ

保管を業とすることを次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会 殿

届出人氏名

事業場の名称、所在地 及び電話番号	
猟銃等又はクロスボウを保管する 場所の所在地及び電話番号	
事業開始の予定期日	年 月 日

- 備考
- 1 猟銃等に係る届出を行う場合にあつては第 10 条の 8 第 1 項とある  及び猟銃等とある  内に、クロスボウに係る届出を行う場合にあつては第 10 条の 8 の 2 第 1 項とある  及びクロスボウとある  内にレ印を記入すること。
  - 2 届出人氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
  - 3 事業場の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載すること。
  - 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。